
社債型種類株式に関するご説明資料

ソフトバンク株式会社
2023年5月24日

- 議決権がなく、普通株式への転換権がない、いわゆる「社債型」種類株式
- 会計上は調達額の全額、格付上は50%が資本となる商品性を想定し、原則として、発行から5年後以降に当社による取得が可能です^(※1)

		発行後 概ね5年	
議決権	議決権なし	普通株式の希薄化が生じない	
転換権	普通株式への転換権なし		
優先配当	発行後、概ね5年は固定配当（以降は変動配当） ^(※2) 普通配当に優先、累積型 ^(※3) 当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」	固定配当	変動配当
金銭対価の取得条項 （当社の権利）	原則として、発行後5年後以降より行使可能 ^(※1) （発行価格相当額に未払配当金及び経過配当金を加えた金額で取得）	当社による金銭を 対価とする取得が可能	
東証上場	東証プライム市場への上場申請を予定	東証上場	
格付上の資本性	格付会社より、資本性の認定（調達額の50%）を受けられる商品設計とすることを想定	資本性50%	

※1 上記以外の当社による本種類株式の取得が可能となる具体的な事由については、発行決議により定める想定です。

※2 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。

※3 本種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」です。

- 希薄化や財務指標の観点から、普通株式による増資に比べて普通株主に配慮した資本調達手法です

1	普通株式の希薄化	議決権	議決権なし	▶ 既存株主の議決権を希薄化しない商品性
		転換権	普通株式への転換権なし	
2	普通株式に係る財務指標	ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{自己資本 (普通株式)}}$	▶ 分子：優先配当分のみ減少 分母：影響なし
		EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{発行済株式数 (普通株式)}}$	
3	資本性	会計上	調達額の全額が資本	▶ 自己資本の拡充
		格付上	調達額の50%について資本性の認定を受けられる商品設計とすることを想定	

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。